

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第２項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成３０年８月３日

海田町長 西 田 祐 三

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

J R海田市駅NKビル

(2) 所在地

広島県安芸郡海田町窪町１９１１番１８外

２ 意見の概要

- (1) 大規模小売店舗で、２４時間営業のため、エアコンの室外機や換気扇による騒音・低周波音が危惧される。室外機を民家から離す、室外機を囲む遮音壁の設置、低周波音が発生しない室外機や換気扇の選定などの配慮を求める。
- (2) 夜間のトラックのアイドリングストップの徹底を求める。

３ 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成３０年８月４日から平成３０年９月３日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市１４番１８号